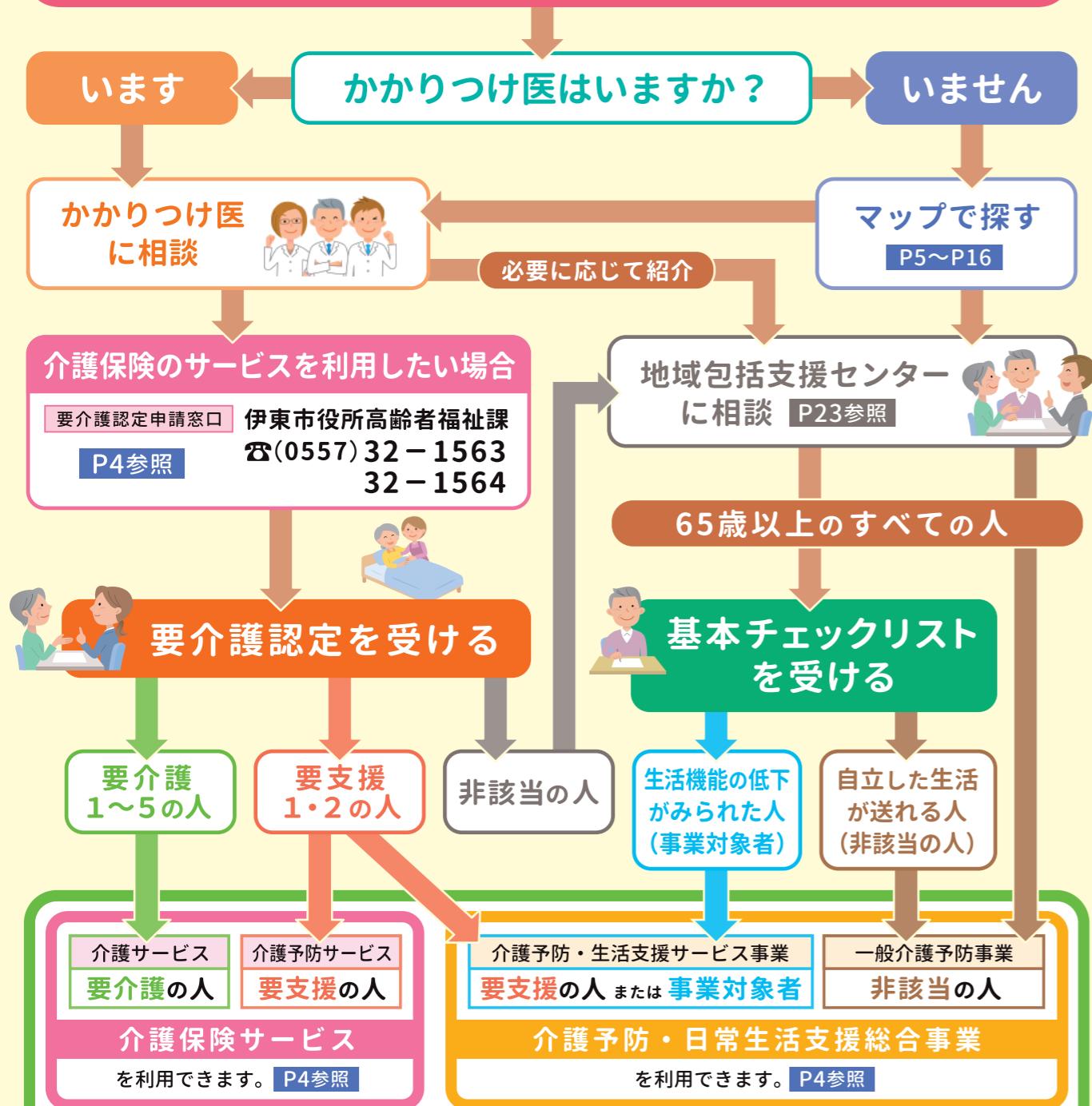


伊東市医療・介護マップについて

伊東市では、医療・介護・福祉の多職種が連携し、市民のみなさまが、高齢になっても、一人暮らしになっても、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。この「伊東市医療・介護マップ」では、市内の在宅医療や介護サービスに関する情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。



在宅医療(医療や介護)が必要になったらどうしたらいいの?



一般介護予防

もくじ

在宅医療・介護

在宅医療・介護について／介護保険サービス／介護予防・日常生活支援総合事業 3・4

宇佐美地域

宇佐美地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 5・6

湯川・松原地域

湯川・松原地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 7・8

岡・鎌田地域

岡・鎌田地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 9・10

玖須美元和田地域

玖須美元和田地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 11・12

荻・吉田・川奈地域

荻・吉田・川奈地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 13・14

対島地域

対島地域のマップ／医療機関・歯科医院・薬局の一覧 15・16

介護関係事業所一覧

居宅介護支援／(介護予防)訪問入浴介護 17

(介護予防)訪問リハビリテーション／(介護予防)訪問看護 18

訪問介護／通所介護／(介護予防)通所リハビリテーション 19

(介護予防)福祉用具貸与・販売 19

(介護予防)短期入所生活介護／(介護予防)短期入所療養介護 19

(介護予防)特定施設入居者生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設 19

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 20

(介護予防)認知症対応型通所介護 20

定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護 21

(介護予防)小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護 21

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 21

シズケア＊かけはし

シズケア＊かけはしについて 22

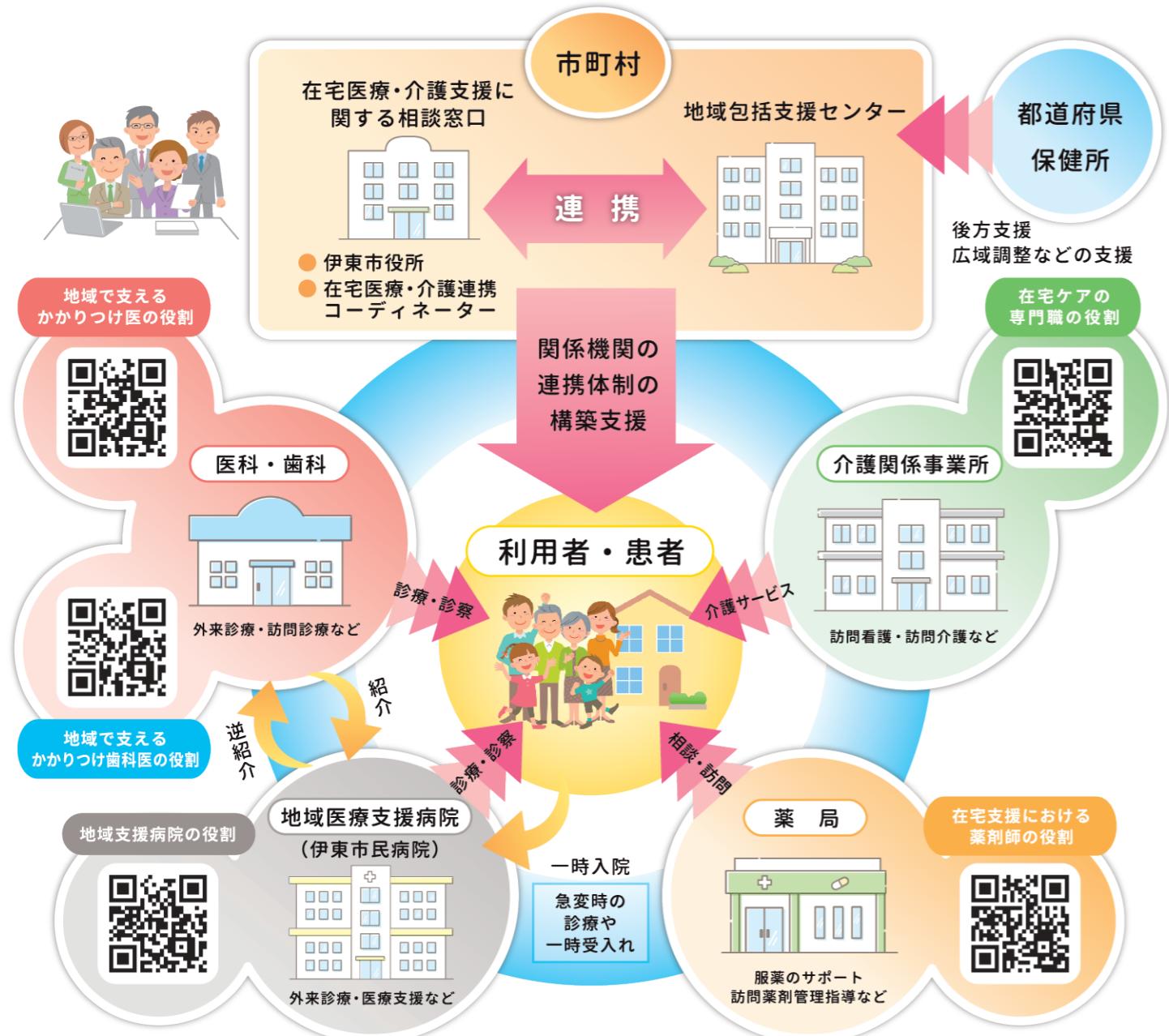
地域包括支援センター

宇佐美・伊東・中央・小室・対島地域の包括支援センター一覧 23

「伊東市在宅医療と介護について考えるシンポジウム」について 23

※マップには、掲載に同意をいただいた伊東市の医療機関・歯科医院・薬局・介護関係事業所のみを掲載しております。(2023年10月現在の情報です。)

様々な専門職の人たちが連携して 在宅医療・介護を提供します



在宅医療

※二次元コードを読み取ると、それぞれの機関の役割の動画が視聴できます。

在宅医療とは・・・

自宅などの生活の場で行う医療のことです。訪問診療（定期的に訪問して行う医療）や往診（突然の要請に応じて行う医療）、訪問看護師による医療処置、各専門職による歯科治療、薬の処方、リハビリなどを受けることができ、介護サービスとも連携して皆様の生活を支えます。在宅医療は「通院が大変で困っている」「住み慣れたわが家で療養したい」などのご要望に応え、いつまでも住み慣れたわが家、地域で安心して暮らしていくことを実現します。

地域医療支援病院の役割

「地域医療支援病院」とは・・・

一次医療を担う診療所やクリニックなどの「かかりつけ医」を支援し、専門外来や入院、救急医療など地域医療の中核を担う体制を備えた病院として各都道府県知事から承認を受けている医療機関です。

伊東市では、平成30年9月5日より伊東市民病院が「地域医療支援病院」として運営されています。

市民の皆様が身近な地域で完結した医療が提供できるようにするために、診療所や病院などの医療機関が相互に協力し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医の役割

「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」とは・・・

あなたやご家族の健康状態を把握し、親身になって診察してくれる医師のことです。病気の治療をするだけでなく、日常の診察の中で健康診断など予防的に皆様の健康を守りながら、在宅医療や福祉介護などの相談に乗り、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の専門外の病気や、高度医療が必要な場合には、皆様の情報を添えて、適切な医療機関に紹介してくれる医師の事です。

かかりつけ薬剤師・薬局の役割

「かかりつけ薬剤師・薬局」とは・・・

あなたの状態や薬剤に関する情報を常に把握し、医療機関等と提携した上で健康や服薬のサポートを継続的に行います。また、処方せんによる調剤だけでなく、市販薬や健康食品の取り扱い、介護関連商品の相談なども行っています。
(介護保険、医療保険で薬剤師による訪問薬剤管理指導を利用することが出来ます)

介護保険

介護保険とは・・・

いつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。40歳以上の方が加入者として保険料を出し合い、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。

介護保険サービスを利用したいときは・・・

本人が申請に行けない場合には、ご家族や成年後見人、地域包括支援センター（P23参照）、または省令で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに申請代行してもらうことができます。

※要介護認定申請窓口は、伊東市役所高齢者福祉課介護保険係（☎ 0557-32-1563・32-1564）になります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）を利用したいときは・・・

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）、または要支援1・2と認定された方が利用できますので、お住まいの地域包括支援センター（P23参照）または伊東市役所高齢者福祉課長寿支援係（☎ 0557-32-1561・32-1562）までお問合せください。

一般介護予防事業を利用したいときは・・・

65歳以上のすべての人がご利用できますので、お住まいの地域包括支援センター（P23参照）または伊東市役所高齢者福祉課長寿支援係（☎ 0557-32-1561・32-1562）までお問合せください。

